

G9-03
I1-01
F10-02

## 特別に支援が必要な生徒への就労継続に関する研究

### —高等学校卒業生の就労継続のために必要な支援—

#### 研究の概要

まず、質問紙や聞き取り等の調査を通して、発達障害のある生徒を含めた特別に支援が必要な生徒の、就労継続のために必要な支援の内容を明らかにした。次に、明らかになった内容に基づいて、高等学校において実行可能であり、かつ就労後の生徒が必要となときに必要な支援を受けられるようにするための支援ツールとして、地域性を考慮した「地域生活支援マップ」を開発した。

#### キーワード

高等学校, 就労継続, 発達障害, 移行支援, 地域生活支援マップ, 社会自立

#### 目次

I はじめに ……………1	4 地域生活支援マップ ……………12
II 研究の目的 ……………2	(1) 地域生活支援マップの作成プロセスと内容 ……………12
III 本研究紀要の構成 ……………3	(2) 地域生活支援マップを普及させるためのアイデア ……………16
IV 研究の内容 ……………3	(3) 地域生活支援マップと地域性 ……16
1 高等学校卒業生の就職率と離職率 ……3	(4) 地域生活支援マップ普及の意味 ……………16
2 高卒就職者の離職の状況 ……………4	5 成果と課題 ……………17
3 高卒就職者に対する高等学校のアフターケアの実態 ……………8	V おわりに ……………17

# 特別に支援が必要な生徒への就労継続に関する研究

## －高等学校卒業生の就労継続のために必要な支援－

### I はじめに

平成22年7月、内閣府は「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議」において「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重層的に実施するために」という報告書をまとめた。その報告書の中には、「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）は、関係機関の連携の重要性を法律でもって確認し、幅広い関係機関の連携を一層推進するために、『子ども・若者支援地域協議会』の制度を設けたものである<sup>1)</sup>と記載されている。

さらに、この報告書には次のように記されている。「子ども・若者の育成支援を考えると、学校の役割は極めて大きい。（中略）困難を有する子ども・若者の育成支援のためには、様々な社会資源が連携して学校を支えることが最も効果的であると考えられたからである。とりわけ高等学校は彼らにとって最後の砦になっている場合が多く、高等学校について言及した点は、特に都道府県教育委員会において、その具体化を検討されることを切に期待したい<sup>2)</sup>とされ、学校だけでなく医療・保健、福祉、教育、労働等の支援機関との連携の重要性について触れている。

また、中央教育審議会（2011）は、「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」の中で、「現在の若者は、大きな困難に直面している。それは、例えば若者の完全失業率・非正規雇用率の高さや、若年無業者（ニート）・早期離職者の存在等、若者の『学校から社会・職業への移行』が円滑に行われていない点や、コミュニケーション能力など職業人としての基本的な能力の低下や、職業意識・職業観の未熟さ、進路意識・目的意識の希薄なまま進学する者の増加等、若者の『社会的・職業自立』に向けて様々な課題がみられる点に表れている<sup>3)</sup>と指摘している。

両者の指摘は、社会状況も視野に入れた総合的な分析結果であり、学校から社会・職業への円滑な移行を進めるに当たって、就労継続が困難な生徒への支援は喫緊の課題であることが分かる。

これらのことに関しては、岡山県内の高等学校でも、高校生就職アドバイザーの配置や職場適応指導の推奨、インターンシップや応募前職場見学、トライアル雇用の活用など、それぞれの学校において、生徒や地域の実態に合わせて工夫がなされており、徐々に課題の解決に向けての取り組みが始まっているところである。

しかし、今日の就労現場において最も強調されることとして、例えば「ほうれんそう（報告・連絡・相談）」や「おあしす（おはようございます、ありがとうございます、しつれいします、すみません）」という言葉で代表される、他者との協調やコミュニケーション、マナーの必要性が挙げられる。それらは、前出の中央教育審議会答申の指摘にもあるように、現在の若者が直面している困難の部分である。また、発達障害者、中でも自閉症スペクトラムの人たちにとって、最も弱いといわれる分野であり、このような特性のある人たちは、就職できたとしても、就労先で少なからずトラブルに遭遇することが予想される。さらに、離職の危機に直面したときには、相談に応じてくれる、あるいは支援をしてくれる「誰か」の存在を、自ら見付けられればよいが、対人関係やコミュニケーション面での弱さがあるために難しいと考えられる。関連機関との連携が在学中に形成されていない中であっては、誰にどのように相談してよいのかも分からず、事態が深刻化して離職に至る特別に支援が必要な生徒の数は、予想以上に多いのではないだろうか。したがって、特別に支援を必要とする生徒の中でも、発達障害のある生徒については、特に慎重で丁寧な配慮を行う必要があると考えられる。そこで、本研究においては、それらの発達障害のある生徒を包含したうえで

「特別に支援が必要な生徒」と捉える必要があると考え、その後の論を展開していく。

厚生労働省平成20年度障害者保健福祉推進事業『発達障害者の就労相談ハンドブック』（NPO法人ジョブコーチ・ネットワーク、2009）によると、「義務教育から高等教育までを普通の教育環境で過ごした場合には、『他との違い』を感じる機会は多かったとしても、その原因は何なのかを理解するための情報は乏しく、また、『障害者福祉』や『障害者雇用』の関わる情報提供や相談の機会も限られているのが現状です」<sup>4)</sup>とあり、個に応じた支援の重要性と、相談そのものが難しい状況にあることを指摘している。

津富（2008）は「就労継続が難しい若者の課題は、仕事に就く力ではなく、『働き続ける力』の不足であり、相談に行った先で、伴走支援をしてもらえなければ、就労どころか、生活自体も崩れてしまう危うさを持っている」<sup>5)</sup>と述べ、就労継続のためには、支援の継続が重要であることを指摘している。

このような就労継続に関する課題に対して、特別支援学校では、綿密な実態把握から個別の対応が重視され、高等部から就労先に向けた個別の移行支援計画が作成される。高等部卒業前に、卒業後の支援に携わる可能性のある機関の役割と責任を明確にした上で、全ての生徒を送り出す。更には、卒業後3年程度は教員がアフターケア<sup>\*1</sup>をすることが定着しており、職場で遭遇するトラブルにも、ある程度迅速に対応できる態勢が整っている。就労継続が困難な生徒への支援で先駆的な特別支援学校のシステムを加味し、高等学校においても、現在のシステムを更に実情に応じた実行性の高いものとして、就労先でトラブルに遭遇した特別に支援が必要な生徒が、支援を受けられるようにすることが求められる。

#### ※1 「アフターケア」

岡山県内の特別支援学校においては、学校教育から社会に移行する際には、移行支援会議という連携の場を設け、学校教育の場から社会、福祉の場へ支援の引き継ぎを行っている。障害があるということは、生涯にわたって支援が必要であることが明らかであるため、誰が中心となって支援をしていくかを引き継ぐためのものである。本人の特性や将来の希望、家族の状況や希望を確認して、具体的に必要な支援をいつ、どこで、誰が行うかということ話し合っている。本人（可能であれば）や保護者も同伴し、「個別の移行支援計画」を作成して引き継ぎ、支援の切れ間がないようにしている。

また、卒業後すぐに支援がうまく機能することは難しいので、移行支援期間というものを想定して、卒業後3年間は、学校の担当者がフォローアップしている。所属先を訪問したり、本人や家族に連絡を取ったりして、様子を確認し、うまく支援が機能していない場合には移行支援会議のメンバーと連絡・調整をするなどして、連携をとるようにしている。

## II 研究の目的

本研究の目的は、高等学校において、実行可能であり、かつ高等学校卒業後に就労を果たした特別に支援が必要な生徒が、必要なときに必要な支援を受けることができる可能性を高めるような、実効性のある支援ツールを開発することである。

具体的には、支援機関マップ<sup>\*2</sup>が上述した二つの「実行性」と「実効性」を高めるものであるという仮説に基づき、地域性を考慮した岡山版の支援機関マップ「地域生活支援マップ」を開発することを目的とした。

地域や学校、生徒の実態により、支援も画一的ではないことから、一人一人の特徴に応じて支援が行われることが重要になる。支援者に期待することとしては、一人一人がどのような状況にあって、何に困っていて、どのような情報を必要としているのか、丁寧に考えて支援することである。前出の内閣府の報告書に、「困難を有する子ども・若者の育成支援のためには、様々な社会資源が連携して学校を支えることが最も効果的である」とあるように、支援機関と連携することで学校自体も支援を受けながら、生徒の育成支援を行っていくことができるようにするという発想である。

本報告書において、提案する地域生活支援マップの主要な対象は、高等学校に在籍する特別に支援の必要な生徒、とりわけ発達障害のある生徒や、それに類する困難さを示す生徒である。しかしながら、高等学校卒業後の就労生活においては、障害の有無や在学中の困難さの程度に関わらず、どの生徒も、職場外の機関に相談する必要がある困難さに遭遇する可能性があると考えた方がよい。そうした認識に立ち、全ての生徒が利用できる地域生活支援マップの開発を目指した。

本来ならば、ある高等学校を対象として地域生活支援マップの導入を図り、対象校の生徒や教師、保護者からマップの社会的妥当性に関する評価を得ることが必要であったが、本報告書をまとめる期間内には実施できなかった。本研究の限界として、最初にそのことをお断りしておきたい。

※2 支援機関マップとは、社会生活を円滑に営む上での困難を有し、支援を必要とする者に効果的な情報提供をしていくものである。内閣府「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議」で作成された「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重層的に実施するために」（平成22年7月）の中では「地域における問題状況を把握し地域内の社会資源を整理した」として「支援機関マップ」という用語が用いられているが、基本的には同じ趣旨である。

### III 本研究紀要の構成

まず、高等学校卒業後に就職した生徒（以下「高卒就職者」という。）の離職の動向について概観する。次に、高卒就職者の離職時の状況や、彼らが離職を考えたときの状況、離職を経験した高卒就職者や離職を考えた経験のある高卒就職者の特徴に関して、聞き取り調査から得られた情報を基に、その描写を試みる。更に、高卒就職者に対する高等学校のアフターケアの実態に関する質問紙調査の結果を報告し、高卒就職者のニーズと高等学校が実施する高卒就職者へのアフターケアとの間に存在するギャップについて明らかにする。その上で、こうした現状認識に基づき、どのような内容を含む地域生活支援マップを作成する必要がある、またどのようにしてその普及（活用の促進）を図るべきなのかについて述べる。

### IV 研究の内容

#### 1 高等学校卒業者の就職率と離職率

平成23年3月末、全国の高等学校卒業生1,062,001人のうち、就職希望者は182,491人（17.2%）であり、就職者数は170,066人（16.0%）である。岡山県では、高等学校卒業生17,397人のうち、就職希望者は3,664人（21.0%）であり、就職者数は3,443人（19.8%）である。岡山県は、全国平均よりもやや高い約2割が就職希望者である。

平成23年3月末における高等学校卒業者の就職率（就職者の就職希望者に対する割合）は、全国93.2%で岡山県92.6%。平成22年3月末は、全国91.6%で1.6ポイントの上昇。岡山は90.6%で3.4ポイントの上昇である。これらの数値を、就職活動の区切りで見ると、第一次の募集と就職試験の結果が出される9月末には、5割前後の生徒しか内定を受けていない。その後、3月末には9割以上に内定が出ている（図1）。

厚生労働省の新規学校卒業者の就職離職状況調査による在職期間別離職率（図2）を見ると、平成19年3月高等学校卒業者の就職後3年間の離職率は、40.4%となっている。なお、就職後1年

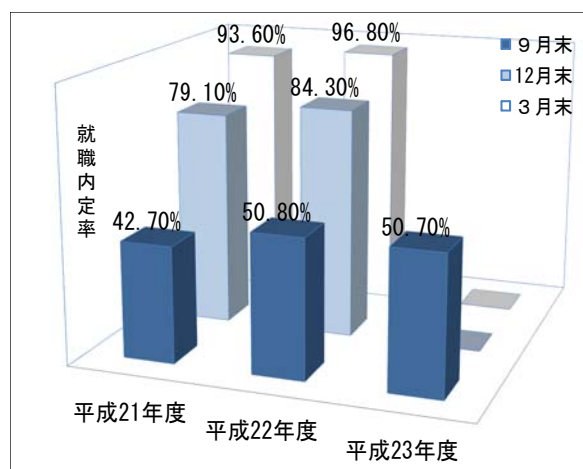
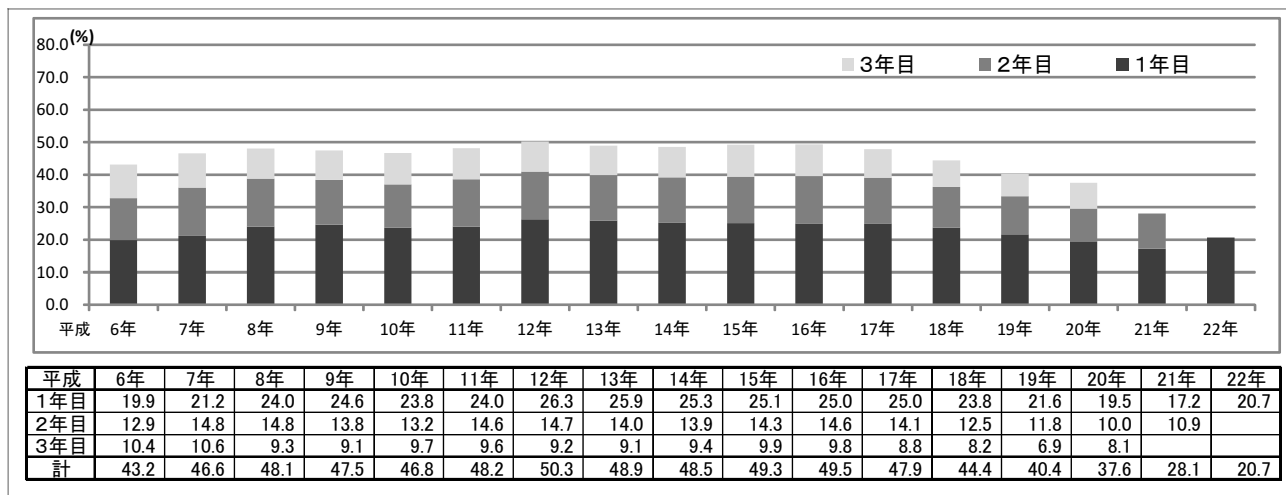


図1 岡山県高校生の就職内定率

間の離職率は、平成22年3月高等学校卒業者の場合、20.7%となっている。2割程度の離職が卒業後1年以内にあり、4割程度が3年以内に離職していることが20年以上継続的にみられる。

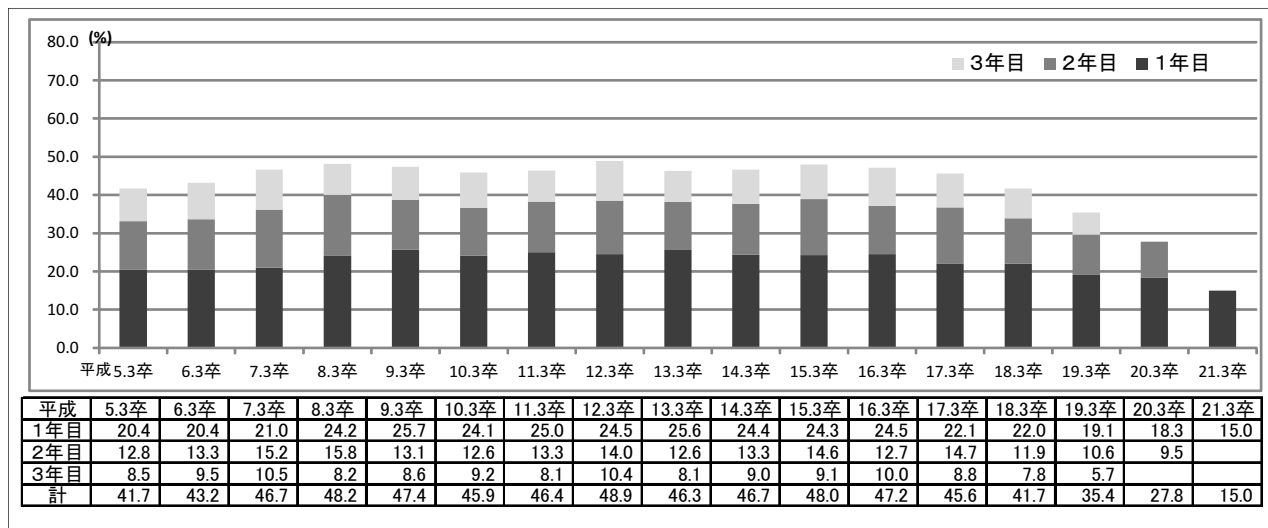
また、岡山県内の高等学校においてもおおむね同様の離職状況であることが分かる（図3）。

これらの実態から、卒業時には9割以上の就職率となっているが、そのうちの2割程度が1年以内に離職し、更に3年以内になると、就職者のうちの半数近くが離職していることが分かる。



（注） この離職率は厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を基に算出したものであり、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分している。3年目までの離職率は、四捨五入の関係で1年目、2年目、3年目の離職率の合計と一致しないことがある。

図2 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移（2011，厚生労働省職業安定局）<sup>6)</sup>



※「平成5.3卒」は平成5年3月卒業を示す。

図3 新規学卒者の離職状況（2010，岡山労働局）<sup>7)</sup>

## 2 高卒就職者の離職の状況

以上の統計により、高卒就職者の3年以内の離職率の高さについてうかがい知ることができる。それでは、こうした離職者は一体どのような状況の中で離職に至るのであろうか。

まず、平成23年9～11月に行った、岡山県内A地域の専門科のある高等学校の進路指導主事4

名への聞き取り調査によって得られた情報に基づき、離職状況の一端を分析してみることにする（調査方法の詳細は表1を参照）。

表1 対象校の実態についての聞き取り内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象校：A地域の専門科のある高等学校4校</li> <li>・聞き取り調査の時間：1校当たり約100分間</li> <li>・聞き取りの場所：各学校（筆者が訪問して聞き取る）</li> <li>・聞き取り調査が対象とする期間：過去3年間</li> <li>・聞き取り項目：① 離職の事例 ② 就職困難事例 ③ 離職回避事例 ④ 支援先一覧表の活用について</li> </ul>
--

表2は、離職に至った高卒就職者及び離職には至らなかったが離職を考えたことのある高卒就職者に関して、聞き取り時に対象校が把握していた情報を「離職危機の時期」「離職危機の状況」「現在の状況」「学校時代の様子」の観点から整理したものである。ここで注意すべきは、離職状況の描写の基になっている資料が、高等学校の担当者等に離職に関しての連絡や相談が入ったケースのみを取り扱っている点である。当然のことながら学校が把握できていない離職のケースも相当数あると考えられる。また、学校に情報が入るケースは、在学中から支援を必要とする生徒であったり、離職の状況においても職場では想定を超えるような問題につながったケースであったりするなど、偏りがある可能性が高い。したがって、以下に描写される内容は、必ずしも離職危機に直面する高卒就職者を代表するものではないことを断っておきたい。

離職の危機に直面する状況としては、職務遂行に関する問題、対人関係に関する問題、社会人としての基本的マナーに関する問題、働く意欲に関する問題、労働条件に関する問題など、多岐にわたっている。一方、離職危機に直面した時期は、1人を除き、全てが1年以内であり、中には1日で離職に至るケースもあった。彼らの所見に多く見られるのは内向的性格であった。また、基礎学力の低さや欠席の多さ、注意力不足や多動傾向が指摘された生徒もいた。

最も注目すべき事実は、離職に至った7ケースについては、どれも教師との相談機会がなかったのに対し、離職に至らなかった3ケースについては、いずれも教師が相談に乗っており、その後就労が維持されている点であり、今後の支援の在り方を考える上で大変貴重な事例である。

表2 就労危機に直面した高卒就職者の事例

	離職危機の時期	離職危機の状況	現在の状況	在学時の様子
A 男	3か月後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何をすることもゆっくり</li> <li>・挨拶はできるが、やりとりができない</li> <li>・保護者が送迎</li> </ul>	退職後 アルバイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おとなしい</li> <li>・言われたことは適切に実行できる</li> </ul>
B 男	4か月後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不注意によるけがやミスが多い</li> <li>・うそをついて欠勤することが増える</li> <li>・社内での評価が低下し、信頼を得ることが困難</li> </ul>	退職後 不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意力散漫</li> <li>・基礎学力が低い</li> </ul>
C 男	11か月後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分本位な言動が多くあったが、周囲からのフォローあり（本人はそのことに気付いていなかった）</li> <li>・自分への評価が低いことに不満をもち退職</li> </ul>	退職後 アルバイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多動</li> <li>・攻撃的な面がある</li> <li>・基礎学力が低い</li> </ul>
D 男	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2日出勤して1日休むペース</li> <li>・上司から注意された後、家はあるが出勤できなくなる</li> </ul>	退職後 不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内向的</li> <li>・長期欠席の傾向</li> </ul>

E 女	1年半後	・指示通りに仕事ができない ・料金や釣り銭などの計算を間違える ・雇用者側から退職の勧告	退職後 不明	・真面目 ・おとなしい ・動作ゆっくり
F 男	10か月後	・体力的、精神的につらくなった（うつ診断） ・自分の希望ではなく保護者の強い希望で就職	退職後 ハローワークを通じて就職	・真面目 ・おとなしい
G 女	1日	・希望する職種があったが、教師の強い勧めで、自分の希望と全く違う職種に就職 ・精神的に追い詰められる	退職後 職業センターで資格取得 ハローワークを通じて再就職	・専門コースの学習に意欲的 ・部活動を頑張る
H 男	7か月後	・上司からのからかい、嫌がらせ ・7か月後本人から担任に相談 ・学校が企業と交渉し、後に配置転換	就労継続 伸び伸びと働く	・内向的 ・優しい
I 女	5か月後	・仕事でミスをすると給料の減額 ・不況の影響で、手当を翌月に延ばされる ・5か月後本人から学校に電話で相談 ・教師が世間の状況なども含めて説明、納得した	教師と話した後 就労継続	・欠席が多く不登校気味
J 女	4か月後	・自分本意な言動が多く、職場での意思疎通がうまくいかずに孤立 ・4か月後本人が学校に来て相談 ・教師が愚痴を聞いたことで落ち着き、続けて働く	助言により 就労継続	・自分本位な言動が目立つ

次に、平成23年5、6、9月に行った、岡山県内のA地域で就労や福祉サービスを提供する機関（ハローワーク、地域生活支援センター）への聞き取り調査によって得られた情報を用いて、高卒就職者の離職状況の一端を分析してみたい。特に、ハローワークが取り扱うケースは、重篤なものに偏ることは少ないと考えられ、そこから得られた高卒就職者の離職に関する情報の分析を行うことは、離職状況を多面的に捉えることに資すると思われる。

聞き取り調査では、半構造化面接が用いられ、質問項目としては、「離職につながると思われる要因は何か」「支援が必要な人たちに共通してみられる特徴は何か」「学校教育で不足だと思われることは何か」「どのようなことで学校と連携がとれそうか」を選定した。面接時に得られた複数の内容の中から「離職の状況」「離職の要因」といった仮のテーマの下に共通することを分類し、そこから幾つかの 카테고리 を導き出した。最後にカテゴリ間の関係を探った。その結果、離職の状況に関して四つのカテゴリが導き出され、「問題解決のプロセス」という概念が、それら四つのカテゴリを関連付けるものとして浮かび上がった。

以下に四つのカテゴリを示す。

○ 本人が問題状況に気付かない

問題を解決するプロセスの発端は、本人が問題状況に気付くことである。ところが、特別に支援が必要な生徒の中には、問題状況そのものに気付きづらい人がいる。当事者が問題であると思わない限り、問題解決に向けて行動を開始することは非常に困難であり、本人が気付かないうちに不適応症状を引き起こす事態になりかねない。高卒就職者の中にも、問題そのものの認識がないことが要因となって離職に結び付いたと考えられる事例が認められた。

「いじめ、パワハラなどの不平等な扱いに対してどう対処してよいのか分からない。本人が理不尽だと気付いていないこともある。問題に直面したとき、自分の判断と、ルールとを照らし合わせて考えられない。対処方法が分からない。正しいことが何なのかが分からないといったようなことが起きている。」（ハローワークA氏）

「同僚から、無視をされたり、相手にされなかったりという状況が続き、本人は大変つらい状況が続いて苦しんでいたが、ずっと我慢し続けて通勤していた。もう、どうにも耐えられなくなったときには医療が必要な状態になっており、入院や服薬など深刻な状況であった。快復してくると自分で相

談に通って来ている。もっと早くから、相談を受けていたら本人がこんなにつらい思いをしなくて済んだのに、一人で抱えていた。」(地域生活支援センターB氏)

○ 問題解決方法の選択肢として相談そのものが思い浮かばない

問題を解決するプロセスにおいて、問題状況の把握に続くステップとして、解決方法の選択肢を複数提示することが挙げられる。解決方法の選択肢の質や量が不十分であれば、よりよい問題解決に至る可能性は低くなる。

以下の事例は「労働条件に対して自分は不満である」という問題状況の認識はあるが、その解決方法を多面的に考えられず、不満を感じた時に離職という選択肢しか浮かばずに離職してしまったというものである。

この事例から発達障害ということが特定できるわけではないが、とりわけ自閉症スペクトラムの場合は、問題解決方法の選択肢が十分でないことから、社会的な不適応行動に結びつくことはよくある。診断基準ともなる三つ組みの特徴(社会性、コミュニケーション、想像力の特徴)が影響して、多くの問題解決場面において不適切な言動となって現れることがある。例えば、支援者が自分の思っていたことと異なった提案をすると混乱して暴言を吐くなど、社会的な状況の理解や適切なコミュニケーションスキル、想像力を働かせて代替案を考えるなどの対処が難しいために、問題解決の選択肢の質や量が不十分になるというものである。

「なぜ給料から税金が引かれるのか、そんなことに不満をもって離職するケースもある。時給がそのままもらえると思っており、そこから税金を引かれるということが納得できないと訴える。働く以前の時点で、常識的なこと。小学校くらいで理解しているものと思っていた。」(ハローワークB氏)

「例えば、『条件が求人票で見ていたのと違う』という訴えがある。求人票を丁寧に見ないで、給与の数字だけを見て、就職していた。土・日ではない日が休日になる職場で、本人は学校時代と同じように休みは土・日であると決め込んでいた。求人票には明記されていたのに見ていなかった。結局、最初の給料をもらってすぐに辞めた。」(ハローワークA氏)

○ どのような問題の場合にどこへ相談すればよいか分からない

問題解決方法として「相談する」という選択肢が浮かび上がったとしても、具体的にどこへ相談すればよいか分からないために、問題が深刻化して離職に結び付くケースも存在する。

「いじめ、パワハラなどの不当な扱いに対する相談先として、労働局があるが、こういった情報も知らないし、教えられていない。以前は、社員教育として入社後に行われていたが、現在企業側は「即戦力」としての人材を要求している。企業で教育はされなくなっている。」(ハローワークB氏)

○ 相談スキルがないために相談できない

問題状況を認識した上で「誰かに相談する」という選択肢が思い浮かび、更にどこへ連絡をすればよいか分かったとしても、必ず連絡行為に結び付くわけではない。過去において、連絡行為をうまく実行しても、よい結果が得られなかったり、連絡行為自体がうまくできずに恥ずかしい思いをしたりするなど、負の体験が多く積み重なっていれば、連絡行為の実行そのものができなくなってしまう。

「コミュニケーションの問題が起因となり、相談できないことが事態を悪化させ、退職につながっている。例えば上司に厳しく指摘された、強く注意をされたなどから、もうそこには向かえず、そのままやめてしまうケース。いろいろな悩みが積み重なって困っていても相談できず、やめてしまうケース。就労の継続ができずに、社会的に不適応が重なって引きこもってしまうケースもあるようだが、どのケースも相談スキルがないことが、深刻になるケースの当事者に共通した特徴である。」(地域生活支援センターC氏)



「仕事に行けず、自宅にこもったまま。親戚の人が家族を繰り返し説得し、やっと保護者が相談に来るケースや、元々収入に問題があり、本人の収入もなくなったために家賃の滞納などで支援の依頼が入るようなケースもある。本人が自分から相談に来ることはほとんどない。家族が来ることもごくわずかである。身近な他人か、熱心な親類の働きかけがないと相談にはつながってこない実態がある。」(地域生活支援センターD氏)

以上、聞き取り調査の結果、高卒就職者の離職危機の状況としては、労働条件への不満や対人関係面でのトラブル、職場でのマナーの問題や働く意欲の問題など、多岐にわたっているが、相談する機会がもてるかどうか、離職を阻止できるかどうかを左右する要因となり得ることが認められた。

### 3 高卒就職者に対する高等学校のアフターケアの実態

前項「2 高卒就職者の離職の状況」では、相談の機会の有無が離職の危機を乗り越えられるかどうかを左右する要因となり得ることを示した。高卒就職者の中には、教師に困難な状況を聞いてもらえるだけで離職の危機を乗り越えられたと思われる者もいた。一方で、離職危機に直面する高卒就職者の中には、問題状況の認識自体ができなかったり、「相談」が問題解決の選択肢として浮かばなかったりすることから、相談の機会をもてずに離職に至ったと考えられるケースがあった。また「相談」が選択肢として浮かんだとしても、どこに相談したらよいか分からなかったり、どこに相談したらよいかは分かっても、過去の負の経験からどこにも連絡できずに問題が深刻化したと思われるケースもあった。

これらのことは、高卒就職者の実態を把握するシステムを設けることによって、ある程度の離職危機者を救える可能性があることを物語っている。しかしながら高等学校では、特別支援学校のアフターケアのようなシステムが十分に整っていない。また、高等学校の実情を考慮すれば、新規雇用に精一杯で、特別支援学校のアフターケアのような取り組みまで行うのは時間的にも役割的にもかなりの負荷がかかり、高卒就職者の実態を組織的に把握することは、それほど容易ではないことが予想される。

ここでは、平成23年6月、岡山県内の公立高等学校30校の進路指導主事を対象に行った質問紙調査の結果を基に、どの程度の高校が、どのような生徒を対象に、どの程度の期間にわたって、高卒就職者との接触を図っているのかについて明らかにしたい。対象となった30校は、岡山県総合教育センターで行われた、進路指導主事研修講座の中で、進学、就職、定時制・通信制という三つの選択肢の中で、就職の分科会に参加した学校である。そうした意味では県内公立高等学校のうち、進路の一つに就職を位置付けている学校の全体像を把握できるサンプルであるといえる。

図4は、就職後1年目の卒業生の就労状況について、学校がどのような調査をしているかということを示したものである。

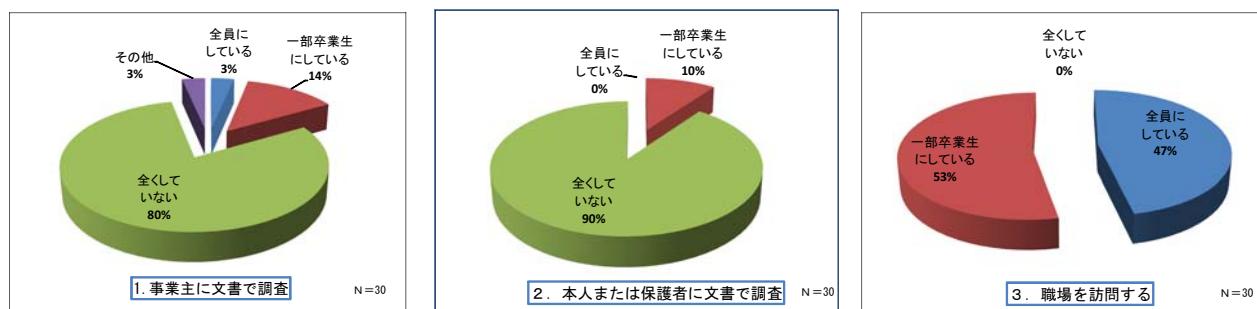


図4 就職後1年目の卒業生の就労状況について、学校がどのような調査をしているか

図4の1は、雇用主に文書で調査を行っている学校の割合を表したものである。この結果、この手段を用いている学校は極めて少なかった。「している」と答えた学校のうち卒業生全員を対象に実施している学校（1校）は、事業主への文書での調査（図4の1）と職場への訪問による調査（図4の3）の両方を行っている。また、この学校の自由記述からは「離職の可能性の高い生徒をフォローする必要がある」「卒業後の就労状況についての全員を対象とした調査が必要だ」といった意識の高さがうかがえた。一方、文書による調査を一部卒業生にしていると答えている学校が4校あったが、これらのうち2校については、県外に就職した卒業生を対象としていることが別の質問の回答記述から分かった。残りの2校については、対象を明確にすることはできなかった。

図4の2は、本人又は保護者に文書で調査を行っている学校の割合を示したものである。全員を対象として調査をしている学校はなかったが、一部卒業生を対象として調査をしている学校が3校あった。このうち1校については、図4の1の理由と同様に、県外へ就職した卒業生を対象にしていることが別の質問の回答記述から分かった。残りの2校については対象を明確にすることができなかった。

図4の3は、職場を訪問することによって調査している学校の割合を図示したものである。この結果からは、卒業生全員に調査を行っている学校が30校中14校、一部の卒業生に調査を行っている学校が30校中16校であった。これらの結果から、文書での調査を行っているところは少ないが、職場訪問による調査は全ての学校で行っていることが明らかとなった。

図5は、就職後1年目の卒業生の就労状況について調査対象を「全員にしている」群と、「一部卒業生にしている」群に分け、調査期間ごとの学校数の割合を示したものである。全員に就労状況を調査していると答えた学校群14校では、訪問期間は「1年後まで」と回答したのは4校、「3年後まで」が3校、「5年後まで」と「1～2か月後」が2校ずつであった。一方、一部の卒業生に対して就労状況を調査していると答えた学校群16校では、対象期間「半年以内」が最も多く5校、次いで「1年以内」が4校で、「分かる範囲でずっと」が3校であった。

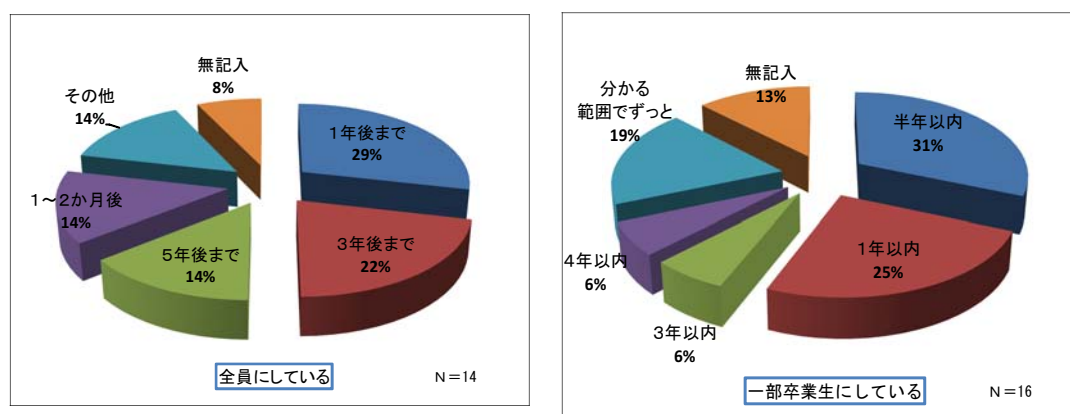


図5 調査期間ごとの学校数の割合

これらのことから、全員を調査対象としている学校においては、1年後、3年後、5年後、1～2か月後など、一定の時期を意識して定めていることが読み取れ、学校組織として取り組んでいることがうかがえる。前出の高等学校卒業生の離職状況調査では卒業後1年以内、3年以内に離職の危険性が示されていたが、恐らくこうしたことを意識しているものと思われる。また、一般的に長期間の調査が行われている。

一方で、一部の卒業生を対象としている学校においては、「半年以内」「1年以内」という回答が半数以上を占め、調査の期間が比較的短期で終了していることが分かった。「分かる範囲でず

つ」と回答している学校は、継続して求人があり雇用も継続しているため、毎年繰り返し訪問をするなど日頃から企業との連携をとることができており、このように連携をとりやすい企業からの情報は入りやすいと考えられる。

図6は、就職後1年目の卒業生の就労状況について、全体への調査とは別に、「特別に支援の必要な生徒」を想定し、調査が行われているかどうかについて質問したものである。就労状況の調査を「全員にしている」学校では、「離職の可能性が高いと思われる生徒」と回答した学校が最も多く6校、「特別に支援が必要で事業所に支援の依頼をしている生徒」と回答した学校が2校であった。この二つの項目は、就労継続が難しいと思われる生徒を対象としたものである。「一部卒業生にしている」学校では、「離職の可能性が高いと思われる生徒」との回答は0校、「特別に支援が必要で事業所に支援の依頼をしている生徒」と回答した学校が2校であった。特徴的であるのは、「生徒の新規雇用の依頼をする事業所に就労している生徒」と回答した学校が7校あったことである。

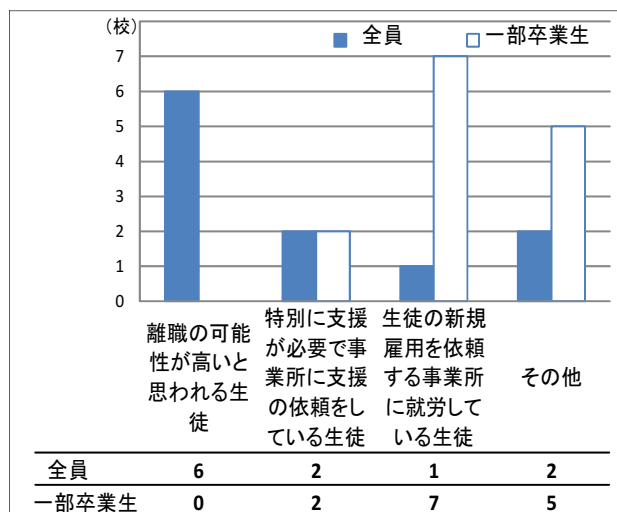


図6 どのような生徒を対象に調査をしているか

調査の対象としている生徒は、全員を調査の対象としている学校では、就労継続が難しいと思われる者、一部卒業生を対象としている学校では、新規職場開拓の対象となった事業所に働いている者という回答が多かった。

これらのアンケート結果から、特別支援学校と同じではないが、高等学校においても、実情に合わせてアフターケアを行っており、学校の規模や生徒の実態、地域の特性など様々な学校事情があり、内容に差はあるものの、生徒の実態に応じて学校や進路指導担当などがそれぞれで工夫し、全ての学校において、卒業後の就労状況もある程度把握していることが分かった。

しかし、卒業後に学校側からのコンタクトの機会を増やす意味でのシステム化だけでは、限界もあると思われる。定期的に学校側が高卒就職者の状況を把握するといっても、生涯にわたってできるわけではない。また、就労状況を把握する頻度は恐らく1年に1回程度であり、その間に生じる離職危機をリアルタイムに察知できるわけではない。

こうした現実を踏まえれば、高等学校のもう一つの責務として以下の四つのことが求められる。

こうした現実を踏まえれば、高等学校のもう一つの責務として以下の四つのことが求められる。

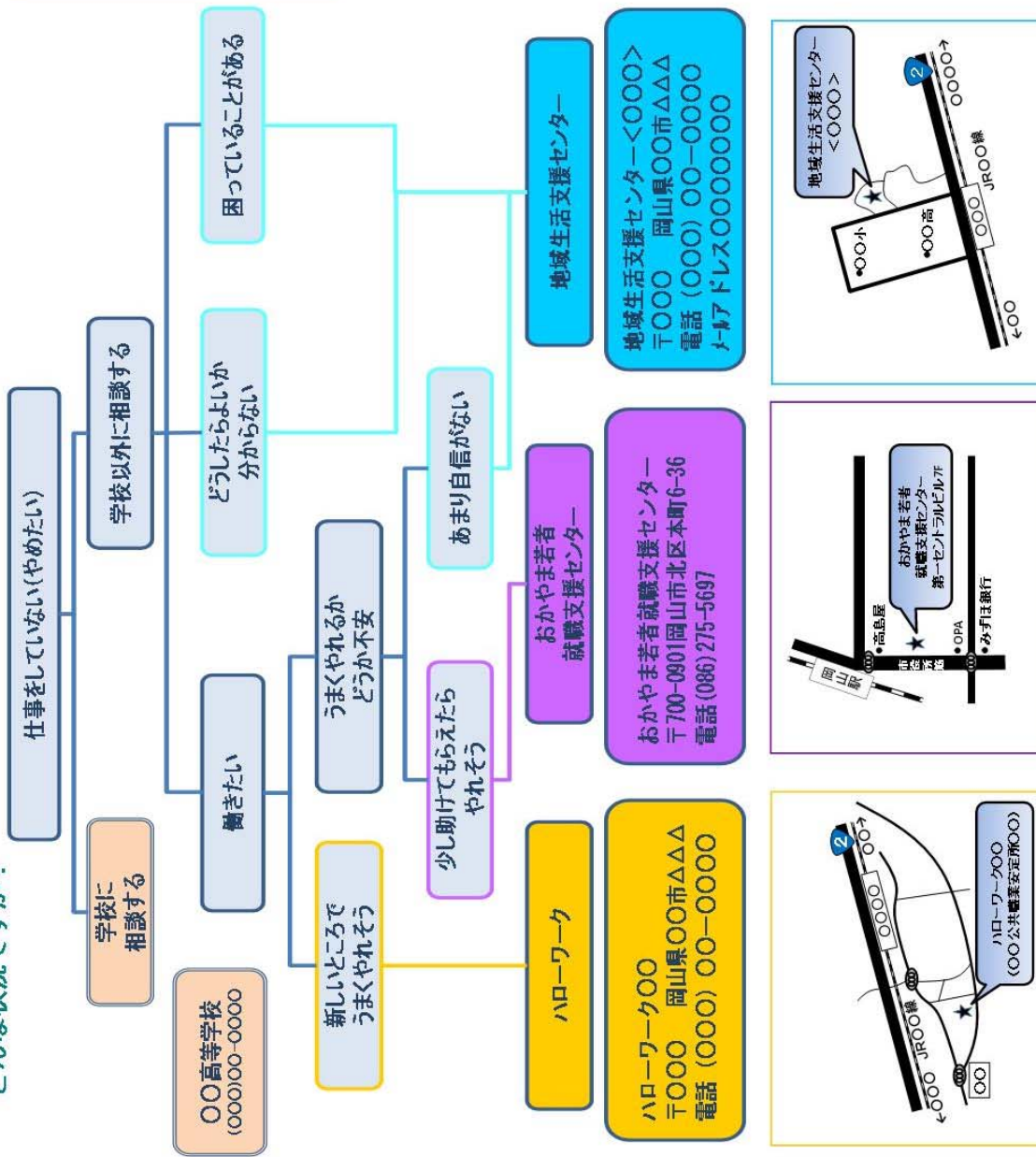
- ① 問題状況そのものを認識する力を育てること
- ② 問題状況においては誰かに相談すればよいことを理解させること
- ③ 問題状況に応じて適切な相談相手を選ぶ力を育てること
- ④ その相手に連絡をとるスキルを形成すること

これら四つの力の形成に資するものとして「地域生活支援マップ」(図7)を作成した。

仕事や生活のことで困ったら・・・相談できますよ

地域生活支援マップ

どんな状況ですか？



電話をかけるときに・・・  
・準備すること  
・電話のかけ方

電話をかけて、相談をする日の予約をとります  
電話をかけるときに  
<準備しておくよよいもの>  
◆スケジュール帳やカレンダーなど日付や予定が分かるもの  
◆メモ用紙と筆記用具  
<聞いてメモをする内容>  
◆予約の日・時間 ◆どこに行けばよいか場所  
◆持っていくもの ◆相談する相手の名前 など  
<伝えること> (聞かれることに答えます)  
◆自分の氏名 ◆相談したい内容 ◆年齢  
◆住所 ◆電話番号 など

電話をかけるときの例

① 「働きたいのですが」「うまくやれるかどうか不安です」「少し助けてもらえたらやれそうです」  
② 「ご相談したいのですが、どのようにすればよいですか？」

① 「仕事をしていないのですが」「困っていることがあるんです」  
② 「ご相談したいのですが、どのようにすればよいですか？」

「人に会いたくない」「家から出ることがいや」など、つらいことが重なると、こんな気持ちになることがあります。何日も続くときには、電話で相談したり、家に来てもらって相談したりするという方法もあります。<相談先としては>  
・地域生活支援センター  
・岡山県精神保健福祉センター  
〒703-8278岡山市中区古京町1-1-10-101  
(086)272-9835 <http://www.pref.okayama.jp>  
※お医者さんに相談したいときには、  
・岡山県精神科医療センター  
〒700-0915岡山県岡山市北区鹿田本町3-16  
(086)225-3821 <http://www.pocmc.jp>

※お問い合わせは、〇〇高等学校〇〇〇室 (000)100-0000

図7 地域生活支援マップ

#### 4 地域生活支援マップ

##### (1) 地域生活支援マップの作成プロセスと内容

###### ア 地域生活支援マップの作成のプロセス

地域生活支援マップは、以下の七つのプロセスを経て完成させた。

- ① 面接・電話の相談事例から出てきていた内容の整理（本人・保護者からの情報）
- ② 高等学校から離職に関わる事例についての聞き取り調査
- ③ 特別支援学校の移行支援についての聞き取り調査
- ④ 特別支援学校が移行支援機関として連携している先への聞き取り調査
- ⑤ 岡山県内での支援機関の調査（所在地・連絡先、開所時間、支援対象、支援内容など）
- ⑥ 事例から想定される必要な支援内容と支援機関の整理
- ⑦ 地域生活支援マップの作成

###### イ 地域生活支援マップの作成に当たり考慮した点

地域生活支援マップの作成に当たり、以下の四つの点について考慮した。

##### (7) 相談行為に含まれる四つの力に対応させる

先述したように離職危機に直面したときに相談行為が生じるためには四つの力が必要である。したがって、それぞれの力の育成に貢献するような内容を地域生活支援マップに含めることが求められる。本研究で作成した地域生活支援マップでは、以下のような形でその条件が満たされている。

- ① 問題状況そのものを認識する力を育てるために  
高卒就職者が職場で直面する困難状況の具体例を示す（図8）。

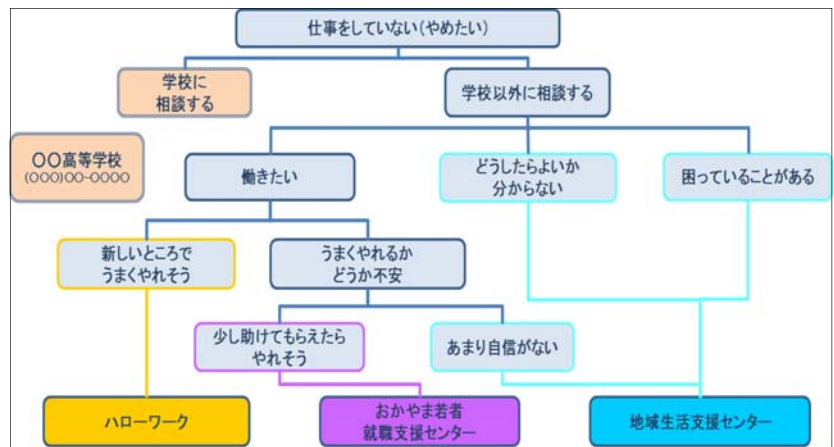


図8 困難状況の具体例

- ② 問題状況においては誰かに相談すればよいことを理解させるために  
相談先の名称と連絡先、地図など具体的な行動につながるものを提示する。  
「困ったら、相談できますよ」という助言の言葉を示す（図9）。

- ③ 問題状況に応じて適切な相談相手を選ぶ力を育てるために  
問題状況と相談相手とを結び、それらの対応関係を分かりやすく示す（図10）。
- ④ その相手に連絡をとるスキルを形成するために  
何をどう話したらよいか、何をを用意したらよいか、どのようにメモを取ったらよいか、どのような情報提供をすればよいか（何を聞かれるのか）について具体例を挙げて説明する。  
相手の連絡先や相手が何をしてくれるのかについて記す（図11）。

「人に会いたくない」、「家から出ることがいや」など、つらいことが重なる時、こんな気持ちになることがあります。何日も続くときには、電話で相談したり、家に来てもらって相談したりするという方法もあります。

＜相談先としては＞

- ・地域生活支援センター
- ・岡山県精神保健福祉センター  
〒703-8278岡山市中区古京町1-1-10-101  
(086)272-8835 <http://www.pref.okayama.jp>
- ※お医者さんに相談したいときには、
- ・岡山県精神科医療センター  
〒700-0915岡山県岡山市北区鹿田本町3-16  
(086)225-3821 <http://www.popmc.jp>

電話をかけて、相談をする日の予約をとります  
電話をかけるときに  
＜準備しておくよいもの＞

- ◆スケジュール帳やカレンダーなど日付や予定が分かるもの
- ◆メモ用紙と筆記用具

＜聞いてメモをする内容＞

- ◆予約の日・時間 ◆どこに行けばよいか場所
- ◆持って行くもの ◆相談する相手の名前 など

＜伝えること＞（聞かれることに答えます）

- ◆自分の氏名 ◆相談したい内容 ◆年齢
- ◆住所 ◆電話番号 など

①「働きたいのですが」「うまくやれるかどうか不安です」「少し助けてもらえたらやれそうです」

②「ご相談したいのですが、どのようにすればいいですか？」

①「仕事をしていないのですが」「困っていることがあるんです」

②「ご相談したいのですが、どのようにすればいいですか？」

電話をかけるときの例

図9 連絡先、名称、地図、勧誘の言葉

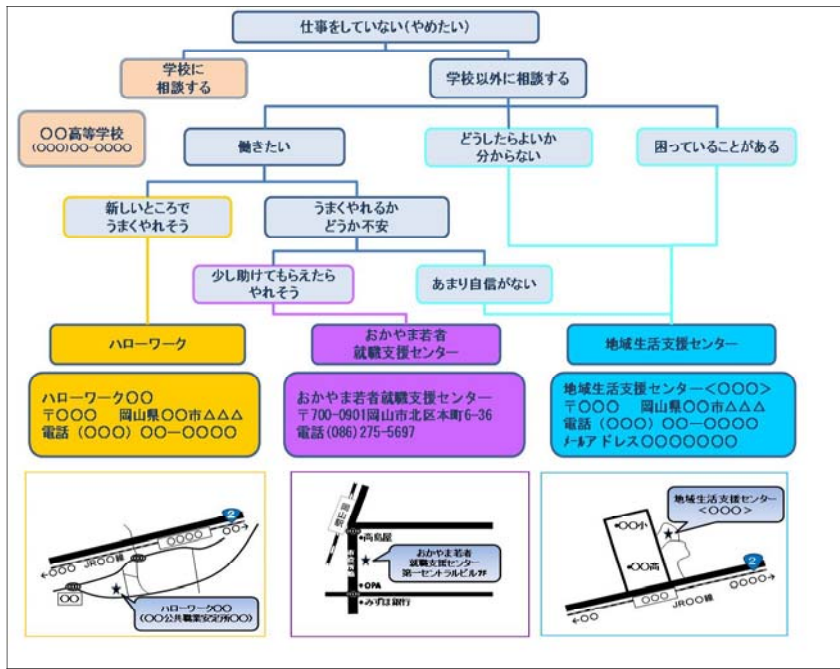


図10 問題状況と相談相手との対応関係

(イ) 障害の有無に関わらず利用可能な機関を含める

地域生活支援マップは、特別支援が必要であることや障害に気付いていない生徒、障害があってもそれを認めたくない生徒などを想定して作成している。既に診断があり、本人又は保護者が専門機関に相談している場合には、その多くが支援を受けられる状況にあり、誰に相談すればよいか支援機関もおのずと決まってくる。一方で、高校生まで支援を受けないでどこにもつながらずにきた生徒や保護者にとっては、「障害」という看板のかかった相談機関を訪ねるのは、抵抗感がある。そこで、あえて障害者に限定されていない、障害の有無に関わらず支援が受けられる

機関を選定することとした。これが、今回地域生活支援マップを作成するに当たって、最も配慮した点である。

(ウ) 第一次窓口となる機関を明確にする

地域生活支援マップは、自分の状態を自覚した上で、支援機関を選択していくような方式にしてある。この地域生活支援マップは、これまで支援の対象になりづらかった生徒を中心に考えて作成している。これを利用する生徒の中には、どこに相談すればよいか、ハローワークに行くのか、おかやま若者就職支援センターに行くのかといったようなアイデアだけで、自分で進めていける生徒もいる。本当にこの地域生活支援マップを必要とする生徒は、社会生活を営む上で困難を有しており、積極的な支援が必要な状況にあると考えられる。その状態は個々によって違い、職業トレーニングが必要な場合、雇用先と本人との橋渡しが必要な場合、金銭管理面での福祉的な支援が必要な場合、うつ状態など医療が必要な場合など様々である。離職という一つの事象の背景には、様々な個々の事情が隠れており、それに対応できない限り、また同じような離職を繰り返したり、在宅になってしまったりという悪循環が生じる恐れがある。

発達障害が明確になっていない場合や、本人や家族に支援が必要である場合、発達障害等の自覚がない場合ほど、離職を中心として問題となっていることを、社会生活という面から総合的に判断して、必要な支援機関を利用できるようにする必要がある。自己判断で特定の専門機関にかかること、それ以外に必要な支援を受けられないことも考えられるからである。複数ある支援機関から適切などころを選択するためには、ケースの見立てが重要になってくる。単なる対処では適切な支援にはならない。

そこで、第一次支援の窓口として、地域生活支援センターに相談するという方法は現実的な方法であると思われる。地域生活支援センターでは、個々の事例についての見立てを行い、どのような支援が必要か、どこと連携して支援していくことが有効かといったことをコーディネートして支援を行う。今回、聞き取ったこの地域にある5か所、4地域生活支援センター全てで、このような支援が可能であるとの回答を得た。この機関が行っている「相談支援事業」というものの機能が、今回地域生活支援マップで想定していた第一次窓口と重なるものであった。

(エ) 教師用の別紙「地域支援機関の情報について」(図12)を作成する

現在、高等学校でも個別の教育支援計画の作成が進められているが、実際にどのような機関と連携すればよいのかという情報自体がなく困っていることや、どのようにケースを見立てて、どのような支援が必要なのかということが分からないので、機関の所在や連絡先一覧だけがあっても実際に利用するには至らないことなどが、岡山県内の複数の特別支援教育コーディネーターから語られていた。そこで、ケースの見立てに関する助言を地域生活支援センターだけでなく、特別支援学校にも、依頼するように提言している。また、支援機関を支援の機能ごとに分類しており、**支**はケース見立ての支援も含めた第一次支援窓口、**職**は就職関係、**医**は医療関係、**発**は発達障害全般を示している。本来は学校在学中から支援の必要があるため、学校生活の中で支援していくことができるようなサポートが得られるように考慮した。

(※県や市など、公の機関によるものや委託事業先の機関のみを掲載)

# 教師用

## 地域支援機関の情報について

生徒の状態によって、どこにつなぐかが変わってきます。それぞれの機関で得意な分野とそうでない分野がありますので、まずは相談が必要です。とりあえずの（電話）相談ということで考えましたら、〇〇支援学校か地域生活支援センターが地域の事情にも詳しく相談しやすいです。日頃から、この両者とは連携をとっておくと、早期発見、早期支援が可能になります。

### <相談のときに聞かれる情報の主な例>

- 1 現在の状況、その経緯（どのようなことに困っているのか、いつ頃からどのように変化したのか）
- 2 どのような対応をとったか（これまでに行った対応について）
- 3 学校でのこれまでの様子（学習の取り組みや理解など、欠席・遅刻早退・役割・身辺処理などの生活面、友人関係や教師との関係、コミュニケーションなどの対人面、集団参加の状況など）
- 4 中学校からの申し送りなど（状況に応じて中学校へ問い合わせる）
- 5 家庭での様子・家族の状況※支援のためには不可欠な要素です

仕事が続かない状態になっている場合、仕事だけでなく他にも問題があるかもしれないことを想定すると、スムーズな支援につながります。学校だけで判断するのは難しいことも多いので、特別支援学校と連携をとり、事例をどのように捉えたらいのかという助言を得ることをおすすめします。

また、学校だけの問題ではなく、家庭や地域などの生活面でも支援が必要であることもまれではありません。そのような地域生活支援センターとつながりをもっておくと、卒業後にも支援が継続します。

次の六つの面から課題を捉えてみることで、支援の優先順位が分かりやすくなります。

- ①職業面
- ②社会での生活
- ③家庭での生活
- ④余暇の充実
- ⑤金銭面
- ⑥健康面（心、体）

※支援機関の情報は「おかやま子ども・若者支援機関マップ」、各機関のWebページより抜粋 第一次支援窓口と想定したところを[支]、就職関係は[職]、医療関係は[医]、発達障害全般が[発]。

<b>支</b>	<p>地域生活支援センター&lt;〇〇〇〇&gt; (〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇 〒〇〇〇〇岡山県〇〇市〇〇〇〇</p>	<p>利用時間：月～金曜日 8:30～17:15（年末年始を除く） 料金：無料（〇〇市委託事業） 支援内容：相談の内容によって、必要な支援を行います。必要に応じて関係機関と連携します。</p>
<b>支</b>	<p>〇〇支援学校 (〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇 〒〇〇〇〇岡山県〇〇市〇〇〇〇 窓口担当：コーディネーター</p>	<p>利用時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く） 料金：無料 対象：地域の先方、保護者、本人 ①面接相談：事前予約が必要ですが、お電話でご予約ください。 ②電話相談：匿名でもかまいません。 ③巡回相談：岡山県巡回相談事業に基づいて学校園を訪問して支援します。</p>
<b>職</b>	<p>おかやま若者就職支援センター <a href="http://www.y-workkokayama.jp">http://www.y-workkokayama.jp</a> (066)236-1515 〒700-0801岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル7階</p>	<p>利用時間：月～金曜日 8:30～19:00 土曜日 8:30～17:00（年末年始を除く） 料金：無料 支援内容：求職活動に対する支援として、キャリアカウンセラーによるマンツーマンのカウンセリング、求人情報の提供、適性診断の実施、セミナー等各種サポート事業を行います。</p>
<b>職</b>	<p>おかやま若者サポートステーション <a href="http://ok-saposute.jp">http://ok-saposute.jp</a> (066)224-3038 〒700-0801岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館5階</p>	<p>利用時間：月～土曜日 10:00～18:00（時間外も応相談） 料金：無料（厚生労働省 岡山県委託事業） 支援内容：無業の状態にある若者の就労と自立をサポート。面接、訪問、カウンセリング、若者キャリア開発プログラムなどを提供し、若者の職業的自立の支援を包括的、個別的、継続的に実施します。</p>
<b>職</b>	<p>岡山障害者就業・生活支援センター <a href="http://www.asahigawasou.or.jp/shugyo">http://www.asahigawasou.or.jp/shugyo</a> (066)275-5697 〒701-2155岡山市北区中原664-1先</p>	<p>利用時間：月～金曜日 9:00～16:30（初日を除く） 料金：無料（内容によっては実費をいただくものがあります） 対象：県内に居住する発達障害者本人とその家族、および関係機関 支援内容：障害のある人の職業生活における自立を図るための支援活動を行います。</p>
<b>医</b>	<p>岡山県精神保健福祉センター <a href="http://www.pref.okayama.jp">http://www.pref.okayama.jp</a> (066)225-8835 〒703-8278岡山市中区古京町1-10-101</p>	<p>利用時間：電話相談 月、水、木曜日 9:30～12:00/13:00～16:00 来所相談 火、水曜日 9:30～12:00/13:00～16:00 金曜日 11:00～12:00/13:00～16:00 料金：無料 支援内容：スタッフによる面接相談、ニーズに対し関係機関と協力して支援します。状況によって他機関を紹介します。</p>
<b>医</b>	<p>精神科医療センター <a href="http://www.poinc.jp">http://www.poinc.jp</a> (066)225-3821 〒700-0915岡山市北区鹿田本町3-16</p>	<p>外来診療について 受付：月曜日～金曜日 8:30～16:30 完全予約制 必ずお電話ください ※急患はこの限りではありません。</p>
<b>発</b>	<p>おかやま発達障害者支援センター <a href="http://www.jidouin.jp/asdshien">http://www.jidouin.jp/asdshien</a> (066)275-9277 〒703-8555岡山市北区祇園866</p>	<p>利用時間：月～金曜日9:00～16:30（祝日を除く） 料金：無料（内容によっては実費をいただくものがあります） 対象：県内に居住する発達障害者本人とその家族、および関係機関 支援内容：相談支援、教育支援、就労支援など（Webページ参照）</p>

図12 地域支援機関の情報について



## (2) 地域生活支援マップを普及させるためのアイデア

現在学校の中で行われている様々な教育機会を利用して、地域生活支援マップの活用に関する指導を行うことができる。以下にその例を挙げる。

- ア 進路ガイダンスなどの時間を利用して、離職事例や就職先でのトラブル事例などについて紹介し、うまくいかなかったときの心構えや対処法のアイデアを提示する。その中で、地域生活支援マップの説明や活用の方法についても情報提供し、事例に応じた支援先を生徒に考えさせるようなワークショップを行うなど、地域生活支援マップ活用のイメージがもてるように指導する。
- イ PTA総会など保護者が参加する機会を捉えて、卒業後の生活について予測される支援が必要となる状況についての具体例を取り上げ、地域生活支援マップの説明や活用の方法について関連付けて情報提供する。
- ウ 生徒・保護者合同での研修会を開く。地域生活支援マップに掲載されている支援機関から講師を招き、支援事例や支援内容、利用の方法などについて紹介してもらう。
- エ 学校で指導可能な内容でも、支援が必要になることが予測できる生徒には、練習を兼ねて支援機関を利用させる。

## (3) 地域生活支援マップと地域性

地域生活支援マップは、高等学校から社会への支援の移行を考えて考案したものである。先にも触れたように、内閣府からもこのようなマップの作成が具体的に提案されていた。また、ニート・フリーターの問題がクローズアップされてから、労働や福祉の関係では、様々な調査・研究に基づく具体的な支援策として若者サポートステーションや就職支援センター、ハローワークの機能の充実など、様々な機関で支援が整えられつつある。また、これらの機関は岡山県の委託事業などにより無料で支援を受けられるシステムになっている。ただ、これらの機関はいずれも県内に一つだけで、岡山市内まで出向く必要もあるため、利用しづらい場合も考えられる。

一方で、生活圏でもある地域での支援を充実させる動きも出てきている。新しい自立支援法では、地域相談支援事業の充実のために予算も付けられ、地域生活支援センターのような相談支援事業所が増える可能性も示唆されている。今回調査したA地域では、各自治体に多くて1か所の事業所しかなく、それぞれの自治体が委託して支援事業を行っていた。

支援は、居住地域で行うという動きが強まっている中で、特に今回取り上げた特別に支援の必要な生徒の場合は、知らない土地や人に対する不安感が強いことから、自分から一人で出かけていくことも難しい人が多く、自宅を中心としたところでの支援が現実的であることも分かってきた。このような点から、今回提案する地域生活支援マップは、現状では支援の難しい人たちにも対応するものになるのではないかと考える。

今回はA地域の実態から作成した地域生活支援マップを提示した。地域の実態に応じて、また、学校の実態に応じて作成することそれ自体が、その学校、その地域での特別支援教育の推進にもつながることが期待できる。

## (4) 地域生活支援マップ普及の意味

最後に、地域生活支援マップは「高卒就職者は離職の危機に直面する可能性が高い」「彼らの中には、どこにも相談できずに問題を悪化させている者が少なからずいる」ということを前提とした上で、危機が生じたときに「相談」という手段を用いることができるようにするための支援ツールとして開発されたものである。このことの含意は、地域生活支援マップは危機的状況が生じた後の部分に焦点を当てているが、危機的状況が生じる前の部分に焦点を当てていないということである。前述した聞き取り調査の中で、進路指導主事やハローワーク職員、地域生活支援センター職員が繰り返し強調していたことは、必要なときに適切な支援機関を利用できる力を育てることに加え、「社会人職業人としての基本的な知識やマナーを身に付けさせること」や「豊富な職場体験を通して、職場や職務の理解、自分の好みや長所・ニーズの理解を促した上で、進路先を決めさせること」「就労先の雇用主や従業員に対し、具体的に必要な支援を伝えて

おくこと」等、離職の危機に直面しないようにするための取り組みの重要性であった。こうした取り組みをしないで地域生活支援マップの普及に努めるとすれば、本来ならば利用する必要のない人の利用が増えるということにもなりかねない。離職危機を未然に防止するための取り組みを充実させることで、地域生活支援マップを活用せざるを得ない高卒就職者の数をできる限り減らす努力をしつつ、活用すべき機会に直面した高卒就職者の全てがそれを活用できるようになることを目指す取り組みを行うことが高等学校側には求められる。

## 5 成果と課題

特別な支援を要する人が社会の中で安定して適応するためには、周囲に理解者が必要である。家庭では家族が、職場では上司や同僚が、本人の得意・不得意などについて理解し、うまくできないところを支援することで、本人がもてる力を十分に発揮することができ、安定した生活につながることを期待できる。今回の調査においても、全国各地で福祉や労働機関等が調査研究していた結果と同様に、コミュニケーションや社会的相互交渉など対人面の問題が適応を困難にしていることが明らかとなった。そして、本人が適切に相談して助けを求めること自体が難しく、周囲が気付くことができなかつたり、本人も自覚に至らなかつたりしている。これらは、中でも発達障害、とりわけ自閉症スペクトラムがある場合には、その障害特性に起因すると考えられるものが多く、部分的にソーシャルスキルを身に付けたり、振る舞い方や言葉の使い方を練習したとしても、別の社会性を要求される場面では、困難な状況が起きる可能性が高い。

こういった意味で、今回作成した地域生活支援マップは、相談を中心として、本人の整理しきれない困った状況に対応し、現在ある支援の枠組みの中では、利用する側のリスクを極力少なくした、最善の方法になるのではないかと考えている。

なお、それぞれの地域に即した地域生活支援マップを作成し、学校の状況に応じてどのように活用していくのかを考えていくことが課題である。今後は、特定の高等学校を対象として地域生活支援マップを導入、活用し、その有効性を検証していきたい。

## V おわりに

最後に、本研究において「特別に支援が必要な」人たちの中に含みおいた発達障害について言及し、本研究を結びたい。

ICF<sup>\*3</sup>の考え方では、障害とは環境との相互作用で社会参加が制限される状態のことを指す。発達障害のある人たちは、本人はとてども困っているのに、目に見える身体的な障害がないため、周囲の人から理解されづらいという難しさがある。本人の努力や家族の理解だけでは安定した社会参加の状態を継続することは難しい場合が多い。就労継続のためには、職場にいる人たちの理解は欠かせない要件になってくる。岡山県が発祥の地である視覚障害者用誘導用ブロックは全国に広がり、今や当然の「環境」となっている。同様に、発達障害についての知識と、困っている人は積極的に助けるという向社会性を、発達障害ではない人たちが身に付けることが、視覚障害者用誘導ブロックと同様の「環境」になるのではないだろうか。

今回の調査研究を通して、改めて考えさせられたことがある。それは、支援をする側が、発達障害の知識と理解を深め、必要な支援を工夫していくことの重要性和、ごく当たり前の生活場面における支援者の必要性である。当初は、支援の必要な生徒に焦点を当てて、この生徒をどのように教育して伸ばすか、何を身に付けさせるかということを探ろうとしていた。伸ばすのは大切な視点である。しかし、発達障害は生涯にわたってその特性が続くものである。特別に支援が必要であるということは、誰かが支援者になるということである。そう考えると教育の力は大きい。学校で幼いうちから発達障害についての知識と理解や困っている人は積極的に助けるということを教えれば、支援者が大勢育つことになる。違いを理解し、互いに苦手なところをカバーし合ったり、できるこ

とを精一杯して役に立ったりということを幼児期から意図して教えていけば、理解が進み、社会全体を変えられる可能性があると思われる。

『みんなとはちがった人たち 自閉症の英雄のこと』（2006、エルダーほか）という書籍の中では、アインシュタインやニュートン、アンデルセンなどが紹介され、「自閉症だからこそ彼らは人類に貢献した」<sup>8)</sup>と述べられている。発達障害は、劣っているのではなく違っているのだということを、まず、教師の側がしっかりと理解し、お互いが認め合って生活していけるような指導を日常的に行っていけるようにしたいものである。教育、医療、福祉、就労など様々な分野での専門家の育成はもちろんのこと、いつも身近に優しい隣人がいてくれると大変生きやすい社会になるのではないだろうか。

最後に、この研究を進めるに当たり、聞き取り調査に御協力いただいた高等学校進路指導主事及び関係機関の方々、2年間研究協力委員として事例や現状についての情報提供や研究を進めていくにあたって常に御協力をいただいた3名の先生方、そして、研究の立ち上げから学校現場にも出向いて方向性を御指導くださった小林信篤先生、研究の意義付けとまとめを最後まで懇切丁寧に御指導下さった大竹善久先生に、心から感謝の意を表する。

※3 「ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) は、人間の生活機能と障害の分類法として、2001年5月、世界保健機関 (WHO) 総会において採択された。この特徴は、これまでのWHO国際障害分類 (ICIDH) がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、更に環境因子等の観点を加えたことである。」<sup>7)</sup>

---

#### ○引用文献

- 1), 2) 内閣府 子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議 (2010) 『社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重層的に実施するために』 pp. 1-5, p. 6
- 3) 中央教育審議会 (2011) 「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について (答申)」 p. 3
- 4) NPO法人ジョブコーチ・ネットワーク発達障害者の就労相談ハンドブック検討委員会 (2009) 『発達障害者の就労相談ハンドブック』厚生労働省平成20年度障害者保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト) p. 4
- 5) 津富宏 (2008) 「静岡方式でいこう！ - 就労に困難を抱えた若者への支援」, 『ガバナンス』11月号91号, ぎょうせい pp. 25-27
- 6) 厚生労働省職業安定局集計 (2011) 『新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移』
- 7) 岡山県労働局 (2010) 『新規学卒者の離職状況』
- 8) ジェニファー・エルダー、内山登紀夫他 (2006) 『みんなとはちがった人たち 自閉症の英雄のこと』スペクトラム出版社, p. 3

#### ○参考文献

- ・ 佐々木正美監修・梅永雄二編著 (2004) 『青年期自閉症へのサポート』岩崎学術出版社
- ・ 日本自閉症スペクトラム学会編 (2005) 『自閉症スペクトラム児・者の理解と支援 - 医療・教育・福祉・心理・アセスメントの基礎知識 -』教育出版
- ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター (2006) 『軽度発達障害のある若者の学校から職業への移行支援の課題に関する研究』
- ・ 厚生労働省 (2006) 『発達障害のある人の雇用管理マニュアル』発達障害者雇用促進マニュアル作成委員会

- ・ 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課（2007）『福祉，教育との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会報告書……ネットワークの構築と就労支援の充実をめざして……』
- ・ 西村浩二（2007）「特集 発達障害者支援センターの現在 就労支援モデル：高機能自閉症の就労支援」、『発達障害研究』
- ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター（2008）『就職困難な若年者の就業支援の課題に関する研究』
- ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター（2008）『就職支援ガイドブック……発達障害のあるあなたに……』
- ・ 財団法人明治安田こころの健康財団（2008）『知的障害や自閉症の人たちのための見てわかるビジネスマナー集』 ジアース教育新社
- ・ 文部科学省（2008）『発達障害のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果概要』
- ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター（2009）『発達障害者の就労支援の課題に関する研究』
- ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター（2009）『就労支援のためのチェックリスト活用の手引き』
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構（2009）『教職員のための障害学生就職支援ガイド』
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構（2009）『平成20年度大学，短期大学及び高等専門学校における学生の就学支援に関する実態調査結果報告書』
- ・ 佐々木正美・梅永雄二監修（2009）『アスペルガー症候群 就労支援編』 講談社
- ・ 岡山県総合教育センター（2009）「高等学校における発達障害のある生徒の支援に関する研究」、『岡山県総合教育センター研究紀要第2号』
- ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター（2010）『特別の配慮を必要とする障害者を対象とした，就労支援機関等から事業所への移行段階における就職・復職のための支援技法の開発に関する研究（第1分冊 就職・職場適応支援編）』
- ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター（2010）『就労支援機関が就労支援を行うに当たっての課題等に関する研究』
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2010）『2010年版 高校生就職スタートブック』
- ・ おかやま若者自立支援ネットワーク（2010）『おかやま若者自立支援ガイド 改訂版』
- ・ 佐々木正美・梅永雄二監修（2010）『高校生の発達障害』 講談社
- ・ 梅永雄二編著（2010）『発達障害の人の就労支援ハンドブック自閉症スペクトラムを中心に』 金剛出版
- ・ 大南英明（2011）「小・中学校段階で知っておきたい地域のリソース」、『LD&ADHD No. 36』，明治図書
- ・ 大南英明（2011）『特別支援教育シリーズ3 特別支援教育の充実と展望』 ジアース教育新社
- ・ 岡山市（2011）『障害者のしおり平成23年度版』
- ・ おかやま子ども・若者サポートネット（2011）『おかやま子ども・若者支援機関マップ』
- ・ 総務省統計局（2011）『労働力調査平成23年度高等学校卒業者の就職状況』

○Webページ

- ア) 厚生労働省：「国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－」（日本語版）  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>

平成23年度岡山県総合教育センター所員研究  
(個別テーマ研究；特別支援教育)  
「特別に支援の必要な生徒への就労継続に関する研究」  
研究委員会

指導助言者

小林 信篤 川崎医療福祉大学准教授（平成22年度）  
大竹 喜久 岡山大学教授（平成23年度）

研究協力委員

岡山県内高等学校教員 1名  
岡山県内特別支援学校教員 2名

研究委員

岸本 和美 岡山県総合教育センター特別支援教育部指導主事

平成24年2月発行

岡山県総合教育センター 研究紀要 第5号

研究番号11-06

特別に支援が必要な生徒への就労継続に関する研究

編集兼発行所 岡山県総合教育センター

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11

TEL (0866)56-9101 FAX (0866)56-9121

URL <http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/>

E-MAIL [kyoikuse@pref.okayama.lg.jp](mailto:kyoikuse@pref.okayama.lg.jp)